

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原告：大江千束 外9名

被告：国

## 原告ら第16準備書面

（司法の積極的な違憲判断が求められることに関する書面）

2020年（令和2年）11月25日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上杉 崇子  
同 寺原真希子

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

## 目次

第 1	はじめに .....	4
第 2	本件規定により基本的な人権等が侵害されていること .....	4
1	本件規定により基本的人権が侵害されていること .....	4
2	「婚姻」できないことによる不利益が重大であること .....	5
(1)	本件規定は重要な法的権利・利益を侵害していること .....	5
(2)	本件規定は社会的承認を得るといふ利益を侵害していること .....	5
(3)	本件規定は偏見差別を助長していること .....	6
3	本件規定による権利の制約が、「直接のかつ法律上の制約」であること .....	7
4	小括 .....	7
第 3	権利侵害の救済は一刻の猶予も許されないこと .....	8
1	同性カップルは深刻な困難に日々直面しているにもかかわらず、権利侵害が長期間放置されてきたこと .....	8
2	原告らも婚姻が認められないことによる困難や不安に日々直面していること .....	9
(1)	原告佐藤と原告よしカップルについて .....	9
(2)	原告小野と原告西川カップルについて .....	9
(3)	原告ただしと原告かつカップルについて .....	10
3	婚姻の問題は若い世代の同性愛者の将来にも大きな影響を与えること .....	10
(1)	原告西川の実体験 .....	11
(2)	原告佐藤の実体験 .....	11
4	小括 .....	12
第 4	民主主義の過程での救済が困難であること .....	12
1	同性愛者等は社会的・政治的マイノリティであり、民主主義の過程で救	

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

済されにくいこと .....	12
2 国会が同性婚に関する検討をたなざらしにしていること .....	16
(1) 議事録上の立法府における審議状況 .....	17
(2) 立法府が同性同士の婚姻について真摯に検討している形跡は存在せず、同性婚の導入に向けた検討を開始する見通しがないこと .....	31
(3) 小括 .....	33
第5 司法判断がきっかけとなって同性婚が導入された国々が複数存在すること .....	33
第6 まとめ .....	34

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

## 第1 はじめに

本準備書面では、司法府である裁判所は、積極的に本件規定は違憲との判断をしなければならず、同性カップルに婚姻を認めるか否かを立法府の裁量や議論のみに委ねてはならないことを論ずる。

司法府である裁判所が積極的に本件規定は違憲との判断をすべきなのは、本件規定により同性カップルの基本的な人権等が侵害されており、その権利侵害に対する救済について一刻の猶予も許されないにもかかわらず、国会における議論を通じての立法という方法での速やかな解決が現時点では全く見通せず、その見通しが変わる見込みもないためである。以下、それぞれの理由について詳述する。

## 第2 本件規定により基本的な人権等が侵害されていること

### 1 本件規定により基本的人権が侵害されていること

(1) 原告らはこれまで要旨以下の通り主張してきたが、これらの主張から明らかな通り、本件では、婚姻の自由や個人の尊重という基本的な人権の侵害が問題となっている。

① 憲法24条1項でいう婚姻の自由とは2人の親密な関係に基づく、永続性をもった共同生活について、法律が要件と効果を定めて保護を与え承認・公証する制度（法律婚）の存在を前提に、この法律婚について、人が、国家や第三者に干渉されることなく、望む相手と意思の合致のみによりなしうることを意味する。憲法13条の「個人の尊重」及び憲法24条2項の「個人の尊厳」に照らせば、当然に同性愛者らにも、この婚姻の自由が及ぶ。その結果、本件の原告らは本件規定により同性カップルの婚姻が認められていないことによって婚姻の自由が侵害されている（例えば、訴状17頁～41頁、原告ら第3準備書面2頁～35頁）。

② 憲法14条1項は事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するところ、現行の法制度上、異性との婚姻を希望する異性愛者は婚姻が認められ、一方、同性との婚姻を希望する同性愛者たる原告らは婚姻をすることができない。この区別に、事柄の性質に応

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

じた合理的な根拠は存在しないため、憲法14条1項にいう平等原則に違反する（例えば、訴状42頁～61頁，原告ら第3準備書面35頁～54頁）。

- ③ 憲法24条2項は、憲法24条1項，憲法14条の合理性判断の解釈基準として用いられると同時に、「個人の尊厳」に立脚した法律の制定を立法府に義務づけるものである。ところが、同性愛者に婚姻を認めていない本件規定は、「個人の尊厳」（憲法24条2項）に立脚していない法規定と言わざるを得ず、憲法24条2項単体に違反する（原告ら第7準備書面参照）。

- (2) このように、基本的人権が侵害されている以上、本件において、司法府たる裁判所が本件規定が違憲であるとの積極的な判断を差し控えるようなことは断じて許されず、違憲との判断を差し控えることは、司法府の責任の放棄である。

## 2 「婚姻」できないことによる不利益が重大であること

### (1) 本件規定は重要な法的権利・利益を侵害していること

すでに訴状等（訴状44頁～51頁）で述べてきたところであるが、婚姻には、有形，無形さまざまな重要な権利・利益が結び付けられている。それには、相続権，税法上の権利・利益，嫡出推定の仕組みや共同親権，離婚の際の財産分与や家事手続，在留資格（日本人の配偶者），証言拒絶権や弁護士選任権，遺族年金等の公的給付を受ける権利といった重要な権利・利益が含まれる。

本件規定によって、同性カップルは、上記の極めて重要な個々の権利・利益が奪われている（原告ら第7準備書面5～6頁参照）。

### (2) 本件規定は社会的承認を得るという利益を侵害していること

そして、より本質的には、同性カップルは婚姻できないことによって、その関係性について社会的な承認を得るという重要な利益を侵害されている。

すなわち、日本においては、法律婚したカップルが「正式」な

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

カップルであって、社会的に承認を受けるべき関係性とされているところ、婚姻が認められていないことにより、同性カップルはそのような社会的承認を得ることができず、社会において「存在しないもの」として扱われ、カップルとしての尊厳や安定した関係性を築くことを妨げられている（訴状43頁参照）。

例えば、原告よしも、陳述書において、「私たちが望むのは、私たちのような同性愛者を、社会にとって認める必要のない“いない者”としないしてほしいということなのです。それは、異性を好きな方と同じように、ただ普通に、愛する人と一緒に生きていくことを社会に認めてもらうということではありません。」と述べる（甲F6・6頁）。

このような原告らの思いからも、社会的承認を得られないという事実が、いかに同性カップルの尊厳を傷つけているかが明白である。

### （3）本件規定は偏見差別を助長していること

また、同性カップルに婚姻を認めない本件規定は、単に同性カップルが上記のような権利・利益を享受することや社会的な承認を得ることを妨げるだけでなく、社会の同性愛者に対する偏見・差別を助長している。すなわち、同性カップルに婚姻を認めない本件規定は、同性愛者には、婚姻という形での人的結びつき、家族の繋がりを認める必要がないのだというメッセージを社会に発信するものであり、ひいては同性愛者は法的・社会的に認められないもの、異性同士の関係こそが正常であり、同性愛者は異常、その関係は異性間の関係に劣後するものであるという強烈な差別意識を生み出している（原告ら第15準備書面12頁参照）。

そのようにして生み出された差別意識は、後述する議員の発言やヤフーコメントにも表れている（甲A251, 252, 254, 255）。

同性愛者らセクシュアル・マイノリティらは、日々これらの嫌悪・差別感情にさらされながら社会で生活していくことを強いられるという不利益を受けることとなる。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

### 3 本件規定による権利の制約が、「直接のかつ法律上の制約」であること

最高裁は、夫婦同氏を定める民法750条について、「婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない」「婚姻をすることが事実上制約されることになっている」と述べた（夫婦同氏規定最高裁判決・最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）。民法・戸籍法による夫婦同氏制の憲法適合性に関する上記判決の結論の当否はにおいても、本件規定により同性カップルは婚姻をすることができないのであるから、本件規定による権利の制約が上記大法廷判決の言う「直接のかつ法律上の制約」であることは疑いない。

その上、女性に対する再婚禁止期間規定のように時が経過すれば婚姻できる場合と異なり、同性同士の婚姻を望む限り本件規定により永久的に婚姻が許されないのであるから、本件規定は、同性カップルの婚姻の自由を永続的に制約している。

本件規定が婚姻の自由や個人の尊重などの基本的人権に対する、「直接のかつ法律上の制約」であり、永続的制約である以上、その侵害の程度は極めて強度かつ甚大であると言わざるを得ない（原告ら第7準備書面12～13頁）。

### 4 小括

上記のとおり婚姻は基本的人権であるうえ、さまざまな重要な権利・利益と結びついているが、本件規定によって婚姻が認められないことにより、同性カップルにはこれらの人権や重要な権利・利益が保障されない状況が続いている。加えて、同性愛者は、「婚姻」が認められないことによって助長される社会の偏見・差別に日々さらされている。

そして、本件規定による婚姻の自由等の基本的人権に対する制約が、「直接のかつ法律上の制約」であり、永続的制約であることにかんがみれば、裁判所は本件規定が違憲であると積極的に判断をしない理由は見当たらない。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

### 第3 権利侵害の救済は一刻の猶予も許されないこと

#### 1 同性カップルは深刻な困難に日々直面しているにもかかわらず、 権利侵害が長期間放置されてきたこと

婚姻に伴い法律婚の夫婦が享受する権利・利益は、子供の出産・養育、配偶者の病気・死別、在留資格等、夫婦及び家族が安定した生活を送ることができるよう人生のあらゆる場面において保障されている。しかし、同性カップルは婚姻制度から排除され、これらの重要な権利・利益を享受することができないことから、いまこの瞬間も、多くの同性カップルが、家族としての社会的承認が得られない、育てている子供の共同親権が認められない、パートナーの在留資格が認められない等の深刻な困難に直面している。特に、高齢の同性カップルは、パートナーに相続権が認められない、パートナーが病気になったときに医療同意権が認められない等の悩みを抱えており、残された時間が限られていることから、権利侵害の救済は一刻の猶予も許されない。

しかるに、本準備書面第4において詳述するとおり、政府及び国会は、長い間、同性同士の婚姻について検討すらしようとしてこなかったし、2019年6月に野党から同性婚を認めるよう民法の一部を改正する改正案が衆議院に出されたにもかかわらず（甲A141）、当該法案は衆議院法務委員会にて議論すらされず（甲A246）、棚ざらしにされている状況である。

後述の通り、国会の議事録上、立法府において初めて「同性婚」という言葉が登場したのは、2004年11月に行われた参議院憲法調査会での審議である（甲A257・18～19頁）。また、原告ら第6準備書面で主張したとおり、国会は、遅くとも2008年には、本件規定が違憲であることを明白に認識することが可能であった。2004年11月から現在までに16年、2008年から現在までに12年の期間がそれぞれ経過しており、当時10歳だった子供は既に成人していることになる。同性カップルは、十数年もの間、政府および立法府である国会の怠慢によって個人の尊厳を侵害され、不本意な人生を送ることを強いられてきたのである。失われた時間を

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

二度と取り戻すことはできない。これ以上権利侵害を放置することは許されず、一刻も早い救済が求められる。

## 2 原告らも婚姻が認められないことによる困難や不安に日々直面していること

本訴訟の原告らも、婚姻が認められないことによる様々な困難や権利侵害の不安に日々直面しており、早急な解決が求められる。

### （1）原告佐藤と原告よしカップルについて

原告佐藤は、糖尿病やH I V感染症の持病を抱え、また、2009年から腎臓を壊して人工透析を受けながら生活しているが、自分が要介護状態や意識不明になったとき、原告よしに医療同意を委ねることが認められないのではないかと不安を抱いている。実際、原告佐藤が2015年に胆嚢摘出手術を受けた際、法律上認められた配偶者ではないことを理由に原告よしに手術同意書へ署名することが認められず、原告佐藤の妹に頼まざるを得なかった（甲F6・6頁）。

また、原告佐藤は、臨終のときも長年連れ添った原告よしとの最後の別れの機会を奪われるのではないかと不安を抱いている（甲F5・11頁）。

原告佐藤は、本訴訟の原告となった理由について、「数年前に年2回ペースで入院を繰り返し、いつ死んでもおかしくない病気にもなったので、このままではパートナーを守れないと感じたことがきっかけです。」と述べている（甲F5・12頁）。

### （2）原告小野と原告西川カップルについて

原告小野と原告西川は、それぞれ前婚でもうけた子を引き取った後、家族となり、協力し合って養育してきた。しかし、同性カップルに対する公的承認も社会的承認もないことから、原告小野の長子が通う小学校には、原告西川を「親戚」と説明せざるを得なかった。そのため、長子は、学校や友達に家族の話をつづらなくなり、友達を家に連れてくることもほとんどなかった（甲D3・22頁）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

原告小野は、2016年に乳がん罹患し、癌治療中は働くことができなくなり、収入も激減した。しかし、現行法上、原告小野は原告西川の配偶者ではないため、原告小野を、原告西川の健康保険の扶養者とすることは認められず、また、所得税・住民税の配偶者控除を受けることもできなかった（甲D3・27頁）。

また、原告小野は、「乳がん罹患して、自分が死亡したときのことをあらためてリアルに考えさせられました。特に、私が亡くなった時に、未成年の子どもはどうなるのか、西川に託していいものなのか、親権はどうなるのかと考えてしまいました。異性カップルで一方または双方に連れ子がある場合は、結婚をすれば養子縁組によって共同親権を得ることが出来、私が亡くなっても、パートナーに子どもを託すことができます。異性カップルと何ら変わらない生活をしているのに、同性カップルはなぜ結婚という制度が使えないんだろうと思いました。」と述べ、自分が亡くなったときに原告西川に親権が認められないことへの不安を訴えている（甲D4・21頁）。

### （3）原告ただしと原告かつカップルについて

原告ただしは、原告かつの甲状腺に病変が見つかり、癌かもしれないと言われたときの体験について、「私は眠れないまま朝を迎え、病院で順番を待つ間、ずっと神様に祈るような気持ちでいました。お医者さんは私を診察室と一緒に迎え入れてくれるのだろうか？もしも手術をすることになったら、私はかつの家族として扱ってもらえるのだろうか？と不安でたまりませんでした。」と述べている（甲E2・18頁）。さらに、「万が一私が倒れてしまっても、かつは病院で医師と私の治療法を話し合うことはできないでしょう。16歳年上の私が先に亡くなったとしても、かつに遺産を残してあげることができないのです。」と、自分が病気で倒れた際に原告かつが原告ただしの家族として医師と治療法について話し合いができるのか、自身が亡くなった後に自身の財産を原告かつに遺産として残すことができるのかについて不安を訴えている（甲E2・25頁）。

## 3 婚姻の問題は若い世代の同性愛者の将来にも大きな影響を与える

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

## こと

婚姻の問題は若い世代の同性愛者の将来にも大きな影響がある。実際、同性同士の婚姻が認められず、同性のカップルの関係について公的承認も社会的承認も得られないことから、同性愛者の中には、パートナーと結婚して家庭を築くという安定した将来像を描くことができず、自身の性的指向を偽って異性との結婚を選択したり、自暴自棄になって刹那的な生活を送る者も少なくない。

### （１）原告西川の実体験

例えば、原告西川は、中学2年生のときに、同じ学校の女子と交際したが、相手から結婚や将来に対する不安を言われ続け、「『結婚できない』ということが、二人の前に壁のように立ちはだかり、『未来につながらない不毛な恋愛』というレッテルを自ら貼ってしまい、そのことによって上手くいかなくなる。」と感じ、同性への興味を封印した。そして、愛情を持ってないまま男性と交際や結婚を試みたが、将来に希望を持たず、「生きていても何もいいことはないし、生きる意味はない。」と生きる気力を失うまでに至った（甲D3・4頁）。

### （２）原告佐藤の実体験

原告佐藤も、もし若い頃に同性同士の婚姻が認められていれば、同性愛者であることに悩み、同性愛者であることを隠して生きることにもなかつたし、安定したパートナーを見つけて結婚し、幸せな家庭を築くという夢を描くことができただろうと述べる。そして、「もし法律で同性カップルでも家族とみなされれば、若い頃の私のように刹那的に生きることを選択しなくなる人が増えていくと思います。同性間の結婚が認められることによって、思春期の頃から恋愛の試行錯誤を重ね、自分に合ったパートナーを見つけ、結婚して家庭を築くというライフスタイルを選択するゲイが増えるでしょう。そのようなライフスタイルは、若いゲイにとってのロールモデルになるでしょう。制度がゲイの意識を変え、ライフスタイルを変えます。私が若かった当時の『後ろめたい気持ち』を、これからの若い

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

ゲイたちが持たなくてもいいように、そして、幸せな家庭を持つという夢を描けるように、ぜひ同性の結婚を認めて欲しいと思います。」と述べる（甲F5・11頁）。

このように、婚姻の問題は、若い世代の同性愛者にとっても一生を左右する重大な問題であり、これ以上放置することができない問題なのである。

#### 4 小括

以上のとおり、婚姻の問題は、同性愛者の人生そのものに関わる重大な問題であるため、権利救済の緊急性は非常に高い。しかし、本準備書面第4で詳述する通り、この問題を立法府に委ねることは、権利侵害の状況を長期間放置することに等しいことから、裁判所が積極的に本件規定は違憲との判断をする必要がある。

### 第4 民主主義の過程での救済が困難であること

#### 1 同性愛者等は社会的・政治的マイノリティであり、民主主義の過程で救済されにくいこと

(1) 原告らとしても同性婚の問題について、立法府を通じた民主主義的な解決が速やかに図られるのであれば、そのような解決が最も望ましいと考えている。

しかし、同性愛者等性的少数者は人口的に圧倒的に少数者である（甲A8の2・1頁，甲A9・55頁，甲A10・17頁）。加えて、一般人のみならず、本来、主権者の代表として民主政の根幹である「熟議」を担うべき政治家自身の中に、依然として、同性愛者等に対する不合理な偏見や嫌悪・侮蔑の意識が根深く存在し、そのため、同性婚については、それが重要な基本的人権にかかわる問題であるにもかかわらず、民主政のプロセスにおける速やかな解決を期待できないというのが、実際の状況である。

(2) 上記のように多くの偏見にさらされていることが現在においても客観的な事実であることは、例えば、以下のような例を見るだけ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

でも明らかである。

## ア 政治家による差別発言

政治家による差別発言としては例えば以下のような発言がある。

- ・ 2018年7月29日、自由民主党の谷川とむ衆議院議員が「趣味みたいなもの」と無理解な知識を披歴し（甲A208・2頁）
- ・ 2018年8月、自由民主党の杉田みお衆議院議員が、同性愛者は生きてはいけないと言わんばかりに、「生産性がない」「『同性愛でいいんだ』とすれば不幸な人を増やすことにつながりません」と述べた（甲A208・3頁）
- ・ 2019年1月、自由民主党の平澤勝栄衆議院議員は「国がつぶれちゃう」などと述べ、同性愛者らの存在が有害であるとした（甲A208・3頁）
- ・ 2015年11月、鶴指（つるさし）海老名市議会議員は「異常動物」と暴言を吐いた（甲A208・1頁）
- ・ 2010年12月、東京都の石原都知事も「何か足りない気がする」などと偏見を露わにした（甲A208・1頁）。

記憶に新しいところでは、自由民主党の白石足立区議会議員による差別発言がある。すなわち、2020年9月25日、白石足立区議会議員は、足立区議会において、「日本人が全部L、日本人が男は全部G」ならば「次の世代生まれますか？」「次の世代を担う子どもたちが一人も生まれえない。本当にこんなことでいいのだろうか。私たちは、人間も動物の一種ですから、なんとしても、子孫の繁栄というものを、基本にして物を考えないといけない」と（甲A251・1頁）、日本人全員が、L（レズビアン）またはG（ゲイ）として生まれることなどありえないにもかかわらず、荒唐無稽な前提をおきながら、「子どもを生んで、子どもを育てることが、経済的にも社会的にも大変かもしれないけれども本当に素晴らしいことなんだ。楽しいことなんだと、そのことを教育の場で、子どもたちにしっかり教えないと。LだってGだって、法律に守られてるじゃないかなんていうような話になったんでは、足立区は滅んでしまう」と

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

述べ（甲A251・2頁）、セクシュアル・マイノリティが存在することで足立区が滅んでしまうと。しかもその後のインタビューでも、「民法の中に（想定されて）ない生き方だからね。一般的でない生き方を特別に擁護する必要ないでしょう」「（ひ孫が当事者だとしても）自分が選んだ道だから、悲しいと思うような人生を選んだからしょうがない（甲A252・4頁及び5頁）」などと述べ、まるで自分が好き好んでセクシュアル・マイノリティであることを選んだという誤った観念のもとに、「悲しいと思う人生」という侮蔑的表現を込めて発言している。

ほかにも井上英治春日部市議が2020年9月に差別発言をするなど（甲A255）、国民（市民・区民）の代表たる議員によって、同性愛者を含むセクシュアル・マイノリティに対する偏見が日々垂れ流されている。

これら政治家による発言の特徴として、①全く唐突になされる場合もあるが、ある差別的発言が報道されて連鎖反応的に同様の発言がなされる場合があること、②ある発言が社会的に批判されて本人が謝罪等をしてもしばらくすると同様・同レベルの発言が別の政治家によってなされて問題となることが指摘できる。

たとえば、2015年11月末の神奈川県海老名市議のケースは、ちょうど渋谷区と世田谷区で同性パートナーシップ制度がスタートした時期に、上記議員が、マスコミの報道を批判する形で、ツイッターに、同性愛者を「生物の根底を変える異常動物」「異常なのだ」と述べる投稿をしたものであるが、この投稿に関連して、岐阜県の30代の男性職員が、「某県庁職員」の名で「同性愛は異常でしょ。」「だいたい何で同性愛者とかは自分の変態的異常性を公表したがるんだ？」と投稿し（甲A351-1）、この職員の書き込みについて岐阜県議会で質問がなされると、同県自民党の幹部で県議会議長も務めた70代の男性議員が、「同性愛者なんかは異常やぞ」とヤジを飛ばすという具合である（甲A351-2）。さらに、同年12月には、山形県議会で男女共同参画プランに関する審議が行われた際、自民党系の議員が、「生物学的にはあまり好ましくない」と発言したことも報道されている（甲A351-3）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

このように、最初の差別発言への批判に挑戦するかのように「連鎖的・多発的」に差別的発言がなされるのは、そのような意識をもった政治家がたまたま各地にいるということではなく、これら政治家が、社会で共有されている同性愛者等に対する不合理な偏見やそれに基づく嫌悪・侮蔑の意識を一般社会と地続きの形で共有しているからにはほかならない。発端となった海老名市議が、「酔った中で、思いつきで、ちょっとやってしまった」と弁明し（甲 A 3 5 1 - 4）、岐阜県議会の元議長も「ふだんからの自分の思いを話した」と述べているように、この社会で空気のようにまん延する差別意識が政治家にも支配しているからこそ、何かきっかけがあるたびに連鎖的・多発的に差別発言となって現れるのである。

差別発言は、地方議員から国会議員に至るまで、様々な政治家によってなされていることも問題の深刻さを示している。

このような中では、代表民主政のプロセスを通じて原告らが救済されることは極めて困難である。

## イ 本件提訴時のヤフーコメント

また、2019年2月14日に本件提訴がなされた時に、下記のようなコメントがヤフーに投稿され、社会において根強い偏見が存在していることが露わになった（甲 A 2 5 4）。

- ・ 個人的には、大変気持ち悪いので、何処かの島に隔離してほしい（3頁）。
- ・ 頭おかしい方々です（3頁）。
- ・ できれば、日陰者として暮らして下さいませ（4頁）。
- ・ 申し訳ないけどこの話題はとても苦手。気持ちに正直な言葉にすると、気持ち悪い（5頁）。
- ・ 生物学的に非常に気持ちが悪い。隣にいたら軽蔑するし、近寄らないでほしい。ひっそりと生きてください。キモい（6頁）。
- ・ 同性愛者はやっぱり病気だなあと、思う（7頁）。
- ・ 世に出てこないでください（8頁）。
- ・ 気持ち悪い。子供に悪影響 そんなカップルが増えたら国が成り立たない。子供ができないから（9頁）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

- ・ 気持ち悪いので見たくない自由を、保障して欲しい（10頁）。

（3）このように、多数人の心の中には、潜在的な差別意識が未だ根強く存在しており、「同性愛は異常である」、「同性愛は法的保護に値しない」などといった偏見が蔓延し、それによって多数の同性愛者が苦しんでいるという現状が依然として続いている。

昨今の世論調査では、確かに、同性婚を認めるべきであるという社会風潮が強まっている（甲A110, 149, 166, 224, 226など）。しかし、それにもかかわらず、社会の中には上記のような根深い差別・偏見が厳然と存在する。同性愛等によって差別・偏見は許されないという認識が確立してきている一方で（訴状35頁～38頁，原告第3準備書面15頁～18頁など），その動きには比例せず，令和の時代においても，同性愛者等に対する偏見・差別は無くならない。各人の心に刷り込まれた，同性愛者等に対する嫌悪感，不快感，拒否感，不気味感は極めて根深く，拭い去ることが困難であることを示している。このような偏見が作用することによって，立法府における健全な議論は今後も困難になろう（甲A256・71頁）。立法府での議論は相互に議論を戦わせ，より精緻な結論に到達する作業を行うべきところ，一定数の議員が，社会に存在する（同性愛者等に対する）嫌悪感・偏狭なドグマに固執することによって，理性的な議論が阻害され，民主政の政治過程による是正が働きにくくなる。まさに，夫婦同氏規定最高裁判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）の寺田補足意見で述べられた「選択肢のありようが特定の少数者の習俗に係るといふような，民主主義的プロセスによる公正な検討への期待を妨げるといふべき事情」が存在する。

これらの点からも，裁判所は，婚姻に関して立法府に議論を委ねるのではなく，本件規定の是非を積極的に審査し，本件規定は違憲との判断を行うべきである。

## 2 国会が同性婚に関する検討をたなざらしにしていること

さらに，実際にこれまでの衆議院・参議院の同性婚に関する質疑

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

状況、法案の検討状況に鑑みても、同性婚という基本的人権にかかわる問題について、民主的なプロセスによる速やかな解決が期待しがたい状況に置かれていることがわかる。

## （１）議事録上の立法府における審議状況

ア 国会の議事録上、立法府において初めて「同性婚」という言葉が登場したのは、2004年（平成16年）11月17日に行われた参議院憲法調査会での審議である（甲A257・18～19頁）。参議院憲法調査会の審議において、神戸大学大学院法学研究科教授である赤坂正浩氏が参考人として招致され、自由民主党所属の北川イッセイ議員が以下のような質問を行い、赤坂氏から以下のような答弁がなされた。

北川イッセイ議員	「同性愛の問題についてではありますが、同性同士がともに生活をする事あるいは愛し合う事というか、そういうふうなことは自由で妨げるものではないと、こういうふうには思うんですが、それを婚姻と言うことで認めることについては、それこそ <u>人類の生態系を侵すものではないのかな</u> と。」
赤坂参考人	「一般には日本国憲法の現行規定で同性の法律上の婚姻を認める制度は設けられないことになっている」

上記質問・答弁は、いまから16年近く前における立法府におけるやり取りである。北川イッセイ議員が「同性同士の婚姻を導入する」＝「人類の生態系を侵す」と考えていることから（傍線は原告訴訟代理人によるもの）、北川イッセイ議員は同性同士の婚姻の導入について反対の立場であるだけでなく、同性カップルに婚姻を認めることに強い偏見を有していることがわかる。そして、そのような表現が使われたにもかかわらず、原告らが調査した限り、他の議員が北川イッセイ議員に対して抗議を行っ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

た形跡はなく、処分がなされた形跡もない。

すなわち、この時点において、立法府において、同性同士のカップルに婚姻又は何等かの法的保護を与えなければならないとの考えは浸透しておらず、立法府においては同性カップルの関係性を異性カップルに比べて劣位なものとする見解が主流であったと考えられる。

この当時、立法府において、同性間の婚姻を認めるか否かについての検討をしようとする機運は存在していなかった。

次に、立法府において「同性婚」の導入の可否が論じられるのは、2015年（平成27年）2月18日における参議院の本会議での審議である（甲A258・25頁，27頁）。その際のやり取りは以下のとおりである。

松田公太議員 （日本維新の会）	「多様な家族の在り方を認めることは出産へのハードルを取り除くことにもつながります。法律婚という婚姻形態だけでなく、事実婚に対して広く法的な保護を与えることを検討すべき時期に日本も来ていると考えますが、いかがでしょうか」
安倍総理大臣	「憲法24条は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、 <u>わが国の家族の在り方の婚姻に関わる問題</u> であり、 <u>極めて慎重な検討を要するもの</u> と考えております」

上記のとおり、松田参議院議員から同性婚も含めた多様な家族の在り方とそれに対する法的保護の付与の検討を促されたことに対し、安倍総理大臣は「極めて慎重な」という留保を付けつ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

つ、検討の必要性それ自体は否定しない答弁を行った。

しかしながら、当時、実際に検討が開始された形跡は見当たらない。そればかりか、ウ以下で見ていく通り、安倍総理大臣の上記答弁がなされて以降の政府の答弁担当者は、同性婚について政府として検討するつもりはないことを表明する趣旨で、安倍総理大臣と同様の紋切り型の答弁を繰り返すようになった。

ウ 2015年（平成27年）4月1日に行われた質疑でも、以下の通り、安倍総理大臣は2015年（平成27年）2月18日の質疑と同様に答えている（甲A259・42頁）。

福島みずほ委員 （社民党）	「社民党にはLGBTグループ、セクシュアルマイノリティーグループがあります。私たちは同性婚を認めるべきだと考えています。総理、同性婚法あるいは同性パートナー法について、どうお考えでしょうか」
安倍総理大臣	「これは家族の在り方にも関する問題でございますが、憲法との関係におきまして、いわば結婚については両性の同意ということになっていると、このように承知しております。 <u>慎重に議論をしていくべき課題ではないかと思っております</u> 」

エ また、2018年（平成30年）4月に提出された逢坂議員の質問主意書（甲A11）では、同性カップルに婚姻の成立を認めるか否かについて政府の見解を質している。

しかし、その質問に対する答弁書（甲A12）は「同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており」としている。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

オ そして、2018年（平成30年）6月8日に行われた衆議院法務委員会のやり取りも同様で、以下の通り、上川法務大臣は幅広い検討が必要であると答弁している（甲A260・8頁）。

松田功委員 （立憲民主党）	「法改正して、夫婦別姓の法律婚を認めるとか、同じく同性婚を認めるとかしない、介護などでの貢献した人をカバーできないのではないのでしょうか。大臣にお尋ねをいたしたいと思います。」
上川法務大臣	「委員御指摘のとおり、我が国におきましては、法律上、同性婚が認められておりませんし、また、選択的夫婦別氏制度も導入されておられません。これらの問題につきましては、 <u>いずれも家族のあり方にかかわる大変重要な問題でございます</u> 、 <u>国民の皆様意識をしっかりと踏まえた形での、より幅広い検討が必要になるものというふうに考えております。</u> 」

カ 2018年（平成30年）7月5日の参議院法務委員会における質疑でも同様である（甲A261・4頁）。

若松謙維委員 （公明党）	「大臣に伺いますが、まず大前提として、事実婚、同性パートナーなど、法律婚以外の家族に対する法的保護の必要性についてどのような認識をお持ちでしょうか」
上川法務大臣	「事実婚や同性パートナーの法律上の取扱いを含む家族の法制の在り方につきましては、 <u>国民の間にも様々な意見があるところ</u> でございます、 <u>その見直しの要否等につきましても、今後の国民意識の変化、また社会情勢の変化等も踏まえながら必</u>

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

	<u>要な検討をしまいたいというふうに 考えております」</u>
--	--------------------------------------

キ 2019年（平成31年）2月14日に、本件の提訴が行われたが、同日の衆議院予算委員会において、立憲民主党の尾辻かな子議員が、山下法務大臣に対して詳しい質疑を行っているが、山下法務大臣は、尾辻議員からの質問に真摯に答えず、慎重な検討が必要である答弁に終始している（甲A140・23頁）。

尾辻かな子委員 （立憲民主党）	「なぜ（同性婚が憲法上—原告代理人註）想定していないということになるのか、この解釈の論理的な理由を示していただきたいんです。なぜ想定していないのかということについて、これは憲法解釈ですから、示してください」
山下法務大臣	「これにつきましては、先ほども述べたとおり、憲法二十四条第一項の文言などもございます。そうしたことから、両性というふうに書いてございます、そうしたことも踏まえ、同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないものと考えられるということでございます。また、 <u>同性婚を認めるか否かということについて、これは民法と戸籍法という部分、これについては、先ほど官房長官も答弁させていただいたとおり、我が国の家族のあり方の根幹にかかわる問題である、極めて慎重な検討を要するものというふうに考えているところ</u> でございます。これは、 <u>国民的な議論で、慎重に考えなければならないというところ</u> でございます」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

尾辻かな子議員は、意味のある答弁を引き出そうと、さらに以下のように質問を続ける（甲 A 1 4 0 ・ 2 3 頁）。

尾辻委員	「民法で同性婚を規定すれば、これは憲法上許容されますか。」
山下法務大臣	「民法と戸籍法を改正することによって同性婚を導入することができるのかというお尋ねというふうに承りましたが、これにつきまして、先ほど申し上げたように、憲法二十四条の第一項において、性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないというふうに考えられます。そして、同性婚を認めるか否かというのは、我が国の国民全体の思いでもあります、またよりどころでもあります家族のあり方の根幹にかかわる問題ということで、 <u>国民的な議論が必要であろうというふうに考えております。したがって、極めて慎重な検討を要するものというふうに考えております。</u> というところでございます。」

山下法務大臣も、2015年（平成27年）に安倍総理大臣が行った答弁と同様に慎重な検討が必要であると何度も繰り返すだけであった。

ク 2019年（平成31年）3月22日の参議院予算委員会の答弁も同様である（甲 A 2 6 2 ・ 1 5 頁）。

福島みずほ委員 （社民党）	「先日、同性愛の人たちが裁判を起こしました。法律婚できないことによる不利益を、法務大臣、どう理解していらっしゃいますか」
------------------	--

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

山下法務大臣	「同性婚を認めるかどうか、これは家族の、わが国の家族の在り方の根幹にかかわる問題であり、 <u>極めて慎重な検討を要するものと考えております</u> 」
--------	--

ケ 2019年（令和元年）10月23日の衆議院法務委員会でも同性婚についての質疑・答弁が行われた。なお、既に2019年（令和元年）6月に、同性同士の婚姻を認める民法の一部改正案（甲A141）がから提出され、衆議院法務委員会に付託されていたが（甲A350）、この質疑は上記法案との関係でなされたものではなく、人権擁護に関する件との関連でなされたものである。

上記の通り、野党から法案が提出されていたにもかかわらず、河井法務大臣の答弁は、これまでの政府担当者と同様に、同性同士の婚姻については慎重な検討が必要である旨の答弁に終始した。河井法務大臣の答弁は、同性婚に関する議論の開始を許さないという意気込みさえも感じさせるものであった（甲A263・9頁）。

山尾しおり委員 （立憲民主党）	同性婚に関して「私がお伺いをしたいのは、現在の、現時点の法務大臣の認識です。婚姻の捉え方について、まずはお聞かせください。」
河井克行法務大臣	「抽象的、定型的に子供を産み育てることが予定されていない同性カップルに、価値観が多様化している現代において、どのような保護を与えるべきかという点については、 <u>子供を持つ予定のない男女の場合とは異なる、家族のあり方の根本にかかわる問題であるというふうに現段階で認識しており、よって、慎重に検討すべきものだと考えております。</u> 」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

河井法務大臣は同性婚に関して慎重な検討が必要であると答える。山尾しおり議員は、同じ質問を政務官及び副大臣にも行う（甲A263・10頁）。

山尾委員	「政務官，副大臣にもお伺いしたいと思います。同性婚の導入について，いかなるお考えをお持ちですか。政務官からお伺いしていいですか。」
宮寄政務官	「社会一般にさまざまな立場の方がおられて，さまざまな意見がこの現代社会においてあるということは事実だと思います。また一方で，法制度をどうするかということに関しては， <u>歴史や伝統であったり，形成されてきた国柄，さまざまなものを踏まえた上で，現在及び将来に向けて定めをしていかないといけないという状況だと思っています。</u> 私は今，現段階では，もう少し深まった議論をしていくことが必要な段階にあると考えています。」
義家副大臣	「我が国における <u>家族のあり方あるいは家族観の根幹にかかわる問題でありますので，慎重な検討が必要であろう</u> と思っております。」
河井大臣	「私も，この問題につきましては， <u>日本社会における家族のあり方，そして，家庭観，家族観，この根本，基本にかかわる大変重要な問題であるというふうに受けとめておりますので，慎重な議論そして検討を要するというふうに考えております</u> 」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

このように、河井法務大臣だけでなく、副大臣、政務官さえも、慎重な議論・検討が必要であるという紋切り型の答弁を繰り返した。政府担当者は、同性婚の採用について憲法24条1項の文言が「両性」とあることから、導入が「想定されていない」と答弁するが、山尾議員は、さらに踏みこみ、以下のような質問を行う（甲A263・10頁）。

山尾委員	「私としては、積極的な議論，検討をしてほしいんですけども、（中略）ただ，お三方に共通したのは，議論をしていく必要がある，そこに慎重なという形容詞が加わる面もあるというところでありました。河井大臣にお伺いをします。その検討をしながら，ただ，じゃ，民法をもし変えましょうというふうになったときに，憲法を変える必要はあるんでしょうか」
河井大臣	「憲法第二十四条第一項，ここで，御承知のとおり，婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定されておりますので，当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは，憲法上想定されていないというふうに考えております。その上で，この憲法第二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かにつきましては， <u>政府として，現時点において同性婚の導入を検討しておりませんので，具体的な制度導入を前提として，それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりません。</u> 」

このような答弁から明らかになるのは、安倍総理大臣が2015年（平成27年）2月18日に「慎重な検討が必要である」と述べて以降、総理大臣を含め幾人もの政府担当者が同様の答

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

弁を繰り返し、すでに4年もの歳月が経過したにもかかわらず、政府は「同性婚の導入を検討していない」「憲法に適合するか否かの検討も行って（いない）」ということである。さらに、2019年（令和元年）6月に、同性同士の婚姻を認める民法の一部改正案（甲A141）が野党から提出され、衆議院法務委員会に付託されたにもかかわらず、政府は同性婚について全く検討するつもりはないということもわかる。安倍総理大臣が慎重な検討が必要であると答弁して以降、国会の質疑の中で政府に対し同性婚の検討について促されるたびに、検討の必要性自体は否定しない答弁を行ってきたが、政府は、導入するにしろ、導入しないにしろ、実態としては、同性婚に関する検討を全く行っていなかったし、今後もそのような検討をするつもりは全くないのである。

このようなことが明らかになったため、山尾議員は河井法務大臣らに、今後同性婚の導入に関する検討を始めるよう、求めた（甲A263・10頁）。

山尾委員	「この同性婚の導入は検討する必要があると、政務官、副大臣、大臣、三人が口をそろえて言ってくださったんですね。検討する必要があるんですよ。だったら、 <u>同性婚の導入を検討していただきたいし、したがって、憲法に適合するか否かの検討もしていただきたいんですけども、やっていただけますか。</u> 」
------	--

このように山尾議員は、慎重な検討が必要であると繰り返している政務官、副大臣、大臣に対して、同性婚に関して検討を開始するよう、強く申し入れた。

ところが、それに対する河井法務大臣の答弁は以下の通りであった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

河井大臣	「先ほど私が御答弁したのは、日本の家族のあり方、家族観、そして家庭観の根本にかかわる重要な問題でありますので、 <u>慎重に検討を要するというふうにお答えをさせていただきました。</u> そういう観点から、 <u>現時点においては同性婚の導入を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりませんので、先ほど、冒頭御質問のありました憲法改正が必要かどうかという点についても、検討も行っておりませんので、お答えするのはなかなか困難であるということでもあります</u> 」
------	--

この答弁は、全く山尾議員の質問に答えになっていない。山尾議員は検討を開始してほしい旨を申し入れたにもかかわらず、河井法務大臣は同性婚の導入を検討していないとの答弁を再び繰り返し、山尾議員からの質問に答えなかった。山尾議員は、質問に答えるよう、同性婚に関して導入するか否かの検討を開始するか否かを改めて申し入れた（甲A263・10頁）。

山尾委員	「質問に答えていないので、もう一回だけ言います。検討していないので憲法適合性も検討していないというのが現時点の状態だという答弁はわかっています。ただ、同性婚の導入については、これまでの大臣の答弁でもありましたし、今皆さんに聞いていただいた、政務三役が全員、慎重なとついていましたよ、確かに。それは私だって、積極かつ丁寧、それを慎重といえは慎重でもいいんですけれども、（中略）私は、丁寧な議論は必要だと思えます。 <u>だけれども、検討をやはり要</u>
------	--

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

	<p>するんですよ。皆さんは、読んだのかもしれないけれども、でも、やはり議論はした方がいいと思っていると思うんですね。検討を要するんだったら、<u>今検討していないので、検討してもらえませんか。</u>（中略）やるべきだと思いますし、やっていただきたいんですけども、<u>やっていただけますか</u>」</p>
--	---

それに対する河井法務大臣の答弁は以下のとおりである。河井法務大臣は、検討の時期についてまたもや答えず、恣意的に答弁をはぐらかすものであった（甲A263・10頁～11頁）。

河井大臣	<p>「先ほど申し上げましたとおり、<u>慎重な検討を要する</u>、大変重要な、日本の家族のあり方、社会のあり方、家族観、家庭観にかかわる大変重要な事柄でありますので、<u>慎重な検討を要する。</u>とにかく、<u>慎重な検討を要する</u>ということであります」</p>
------	--

山尾議員は、河井法務大臣が恣意的にはぐらかす答弁しかしないことに対して、繰り返し、検討の開始時期を問うた（甲A263・11頁）。

山尾委員	<p>「<u>慎重に検討する</u>ということと<u>検討を先送りする</u>ということは違うんですね。<u>検討を要する</u>とおっしゃったので、<u>いつから検討を始めていただけるか、教えてください。</u>」</p>
------	--

このように、山尾議員は、何度も「検討をいつから始めるか」を質している。それにもかかわらず、河井法務大臣は検討時期について全く明言しなかった（甲A263・11頁）。

河井大臣	<p>「<u>慎重に検討を要する</u>ということであります。」</p>
------	--------------------------------------

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

山尾委員	「もう一回だけ聞きます。 <u>いつから検討を始めるのか、教えてください。</u> 」
河井大臣	「もう一度お答えをさせていただきます。 <u>慎重に検討を要する</u> ，そういう課題であるというふうに受けとめております。」

ここまでの答弁をみれば一見して明らかなように，河井法務大臣は頑なに検討時期について答えようとせず，実際に検討を開始するという言質を取られないように，細心の注意を払っていることがわかる。

それに対して，予算委員会の議長である松尾予算委員会委員長が，釈明を行った（甲 A 2 6 3 ・ 1 1 頁）。

松尾みどり委員長	「それでは，大臣，お気持ちはわかりますけれども， <u>慎重に検討を開始する，検討の時期も慎重なのかどうか</u> を含めておっしゃってください。」
----------	--

それに対して，河井法務大臣は以下のように答弁した（甲 A 2 6 3 ・ 1 1 頁）。

河井大臣	「先ほど慎重に検討を要すると申し上げましたのは， <u>検討するか否か，そのこと自体を含めて検討が必要であるという考え</u> から先ほどの答弁をさせていただきました。」
------	---

河井法務大臣の答弁を善解すると，「慎重な検討が必要である」といっていたのは，そもそも検討を開始するか否かに関して検討を要するとの意味であるとのことである。この答弁を理解することは困難であり，日本語として破綻している。政府は，野党議員の質問に対して真摯に回答しようとする姿勢がなく，そもそも，導入はおろか，同性婚に関する議論を開始する気すらないことを表しているというほかない（甲 A 2 6 3 ・ 1 1 頁）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

松尾委員長	「日本語としてはわかりました」
山尾委員	「いや、私、日本語としてもわかりませんし、 <u>検討を要するというのが、検討するかどうかの検討を要するというふうに日本語は読みません。</u> なので、全く取り繕った答弁としか思えないし、こういうところから対話ができなくなって追及型になってしまうと思うので、ぜひ後退しないでほしい、本当に。検討したらいいと思うし、議論したらいいと思いますよ。だから、期限が切れないなら、いつから始まるかというのは今現時点では決めていないのでお答えできない、だけれども、ちょっと考える、いつから始めるか、そうやって言っていたらいいと思います。もう一度御答弁ください。」
河井大臣	「繰り返しの御答弁になりますけれども、 <u>検討するか否か、それ自体を含めた検討が必要であると</u> 考えております。」

このように、河井法務大臣は、山尾議員から繰り返し検討時期について問われるも、同性婚に関する議論の開始時期を全く答えなかった。本質疑は2019年10月23日に行われたところ、この時点では、野党が同性同士の婚姻を認める民法の一部改正案（甲A141）を提出している。国民の代表たる野党が提出した法案に対して、政府として、真摯に検討するのは民主主義国家として当然の要請である。それにもかかわらず、政府は、法案について何らの反応をせず、それどころか、山尾議員からの質問に対して、頑として検討の時期を明言せず、日本語として理解するのが不可能な答弁に終始した。これは、政府担当者として、同性婚の導入はおろか、議論すらも絶対に開始させまいという強い意思を表しているというほかない。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

コ 河井法務大臣の上記答弁の後も、安倍総理大臣が2020年（令和2年）1月23日の衆議院本会議の一般質問で答弁しているが、従来と同様のものである（甲A264・16頁）。

安倍総理大臣	「同性婚制度に関してであります。憲法24条は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法のもとでは、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておられません。 <u>同性婚制度の導入の是非は、わが国の家族の在り方の根幹にかかわる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております</u> 」
--------	---

サ また、2020年（令和2年）1月30日の参議院予算委員会の一般質問においても、石川大我議員（立憲民主党）からの質問に対して、安倍総理大臣は従前と同じ答弁を行った（甲A225）。

## （2）立法府が同性同士の婚姻について真摯に検討している形跡は存在せず、同性婚の導入に向けた検討を開始する見通しが無いこと

ア 上記（1）で国会の審議状況を詳細に検討したところから明らかにおり、2004年11月に同性婚の導入を人類の生態系を侵すものという質問があつて以降、幾度か同性婚について国会で質疑がなされたが、大臣や政府担当者は、「慎重な検討が必要である」という答弁を繰り返すのみで、16年間、立法府である国会において同性同士の婚姻の導入に向けた真摯な議論は一切なされなかった。

イ 上記のような状況は、野党から同性同士の婚姻を認める民法の改正案が提出された後も全く変わっていない。

すなわち、2019年6月3日に野党から同性同士の婚姻を

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

認める民法の一部改正案が提出され（甲 A 1 4 1）、同月 2 5 日に法務委員会に付託された（甲 A 3 5 0）。同年 1 0 月 7 日に、衆議院本会議で枝野幸男議員が、野党により提出された上記民法改正案が法務委員会に付託されたことを踏まえ、「既に同性婚を認める民法改正案を国会提出しておりますので、議論の場は、憲法審査会ではなく、法務委員会であります。与党の皆さんは、常々、反対なら対案を出せと言っておられますので、まさか対案も出さずにたなざらしにすることはないと信じます」と呼び掛けた（甲 A 2 6 5・2 頁）。また、同月 2 3 日の衆議院法務委員会で、山尾議員が、同性婚について積極的な議論を行うべきだとの呼びかけ、政府としていつ同性婚について検討するのかといった点について政府の見解を正した。

ところが、前述の通り、河井法務大臣は、同法務委員会において、「同性婚の導入を検討していない」「憲法に適合するか否かの検討も行って（いない）」「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要」と、政府として、同性婚を導入したことはないし、今後も検討する予定はないという趣旨の答弁をした。

野党が提出した同性婚を認める民法改正案が衆議院に提出されてから既に 1 年半近くが経過しているが、法務委員会で同法案が議題とされ、議論された形跡は一切なく（甲 A 2 4 6）、同法案はたなざらしのままとなっている。

ウ 日本では議院内閣制が採用されており（憲法 6 6 条 3 項）、政府及び国会で多数を占める与党が同性婚の導入に積極的かどうか、立法を通じた同性婚の導入の鍵となる。

しかし、すでに見てきた通り、政府は頑として同性婚の導入について検討すらしない姿勢を示し続け、原告らが知る限り、自民党が、党として政府に対し同性婚に関する議論を開始するよう働きかけた形跡は一切ない。与党たる自民党は、野党が提出した法案に対して反対提案を提出することなく、合理的根拠なく同性婚に関する議論を拒んでいる。このような状況を踏まえれば、自民党の公式な立場としては、政府と同様、頑として同性婚に関

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

して検討すらしない姿勢であることは明らかである。

エ このように，立法府たる国会が同性同士の婚姻について真摯に検討した形跡は一切ないし，本件訴訟における被告の反論を見れば，今後，国会が，政府と協力して，速やかに同性婚の導入に向けた検討を開始する現実的な見通しもない。

### （３）小括

2018年10月の調査によれば，社会のなかで，同性婚の合法化を望む声は78.4%にも達する（甲A110。ほかにも甲A149，166，224，226も参照）。しかし，上記で検討したことから明らかになった通り，立法府である国会は，たびたび同性婚について国会で質疑されたにもかかわらず，同性同士の婚姻について真面目な議論を一切してこなかったし，近い将来，そのような議論を始める様子もない。現時点では，国会での立法を通じて速やかに同性婚が実現する見通しは，全く立っていない。

このような状況の下で，司法府である裁判所が本件規定の改廃を立法府の判断のみに委ねることは，同性愛者らの基本的人権の侵害を裁判所が追認するに等しく，全く許されないことである。その意味で，司法府である裁判所の責務はめて重く，本件規定を厳格に審査のうえ，積極的に本件規定が違憲であると判断しなければならない。

## 第5 司法判断がきっかけとなって同性婚が導入された国々が複数存在すること

2020年5月現在，28の国・地域で同性婚が可能となっている（原告第17準備書面10頁）。その多くは，立法府による立法によって導入されているが，その一方で司法府の判断がきっかけとなって，同性婚が導入された国・地域も複数存在する。米国（アメリカ連邦最高裁2015年6月26日判決（甲A99，100））及び台湾（台湾大法官2017年5月24日解釈（甲A101-1，101-2））がその

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

代表例であるが（訴状76頁以下など）、原告らが調査した範囲では、その他にも、カナダ、オーストリア、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、南アフリカの9か国において司法府の判断がきっかけとなって、同性婚が導入された。原告らが確認できただけでも、同性婚が導入された国・地域の3分の1強（ $1\frac{1}{2}$ ）の国・地域で、司法が同性婚の導入に積極的な役割を果たしたのである。社会のありようは、第一次的に立法府が決めるのが通常である。しかし、上記の通り、同性婚の問題について、3分の1強にも及ぶ国・地域において司法府の力により解決されており、立法府だけで、いかに同性婚の問題が解決しにくいかを示している。

日本の裁判所も、これらの国や地域における裁判所のように同性婚の導入に積極的な役割を果たすことが強く望まれる。

## 第6 まとめ

以上検討してきたところから明らかなおおりに、本件規定は、同性カップルの婚姻の自由などの基本的人権及び相続権などの重要な法的な権利・利益を侵害している。さらに、本件規定は、同性カップルが社会的承認を得る利益を侵害し、社会の同性愛者に対する偏見・差別を助長している。その結果、同性愛者らは、日々これらの偏見・差別感情にさらされながら社会で生活していくことを強いられている。

また、婚姻は夫婦及び家族が安定した生活を送ることができるための法的な基盤を提供するものであるが、同性カップルにはそのような法的な基盤が与えられず、いまこの瞬間も、多くの同性カップルが、家族としての社会的承認が得られない、育てている子供の共同親権が認められない、パートナーの在留資格が認められない等の深刻な困難に直面している。このような権利侵害等は本件規定が同性婚を認める形で修正されない限り、永久に続くことになり、早急な是正が必要である。

ところが、政府や与党は、長い間、同性婚について真摯に検討しない状況が続き、2019年6月に野党により同性婚に関する法案が提出された後も、法案が棚ざらしになったままであり、立法を通じた救済がいつなされるのか全く見通しが立っていない。

このような状況では、司法府たる裁判所による速やかな救済が不可

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）に提出された書面です。

欠であり，裁判所が，本件規定が違憲であるとの積極的な判断を差し控えるようなことは断じて許されない。複数の国・地域で司法の判断が同性婚の導入のきっかけになった例のように，日本の裁判所も，同性婚の導入に積極的な役割を果たすことが求められている。

以 上